

憲法をくらしに生かし市民のための明るい川口市政へ

川口市議会 3月定例市議会

日本共産党市議団の一般質問と意見書案

2月21日(月)から令和4年3月定例市議会が始まりました。3月3日(木)から3月8日(火)まで一般質問が行われます。日本共産党市議団からは松本さちえ議員が3日(木)15時から、矢野ゆきこ議員が8日(火)10時から登壇します。

以下、一般質問の概要についてお知らせします。

3月3日(木)15時から 松本さちえ議員

- 市民本位の市政を基本に
- コロナ禍での保健所体制の充実と検査体制の堅持を
- 福祉ケア労働の処遇改善について

3月8日(火)10時から 矢野ゆきこ議員

- 住み続けたいと思うまちづくりをめざして
- くらしを支える上下水道事業について
- 個人情報を守りながら

新川口

2022年2月27日 No.1645

日本共産党川口市議会議員団

川口市前川 2-28-10

TEL.267-8411 FAX.261-3528

<https://www.kawaguchi-jcp.jp/>



前号に続き、今議会に党市議団が提案している意見書案をお知らせします。

川口市議会として国に対し市民の声を届けるためにも全会一致に向けがんばります。

男女の賃金格差の是正を求める意見書(案)

日本は男女の賃金格差がきわめて大きく、ジェンダー平等にとって賃金の平等は中心課題である。

日本の女性の賃金は、厚生労働省調査では正社員で男性の7割台であり、国税庁調査では非正規雇用を含む年間平均給与では、男性532万円、女性293万円の約240万円の男女差となっている。40年勤続として試算すると、生涯賃金では1億円近い差となる。その結果、年金でも大きな男女格差になり、定年まで働いても年金で生活できない女性が少なくない。欧州連合(EU)では、女性の賃金が男性の8～9割であることを重大な問題にとらえ、2021年3月、企業に男女の賃金格差の公表を義務づけ、是正しない企業に罰則を科す「賃金の透明性を強化するための指令案」が出され、ジェンダー平等が世界の中で一番進んでいるアイスランドでは、2022年を男女の賃金格差ゼロの目標年としている。日本では企業に男女賃金格差の公表はもとより把握すら義務化していない現状にあるが、現

在、国会では男女の賃金格差を有価証券報告書の開示項目とするとし、女性活躍推進法でも開示の充実を進める動きもある。

また、労働法制の規制緩和によって、女性の非正規雇用化が進み、働く女性の約56%がパート、派遣、契約などの非正規雇用となっている。さらに、保育や介護など、女性が多く働くケア労働は、高度な専門性を必要としながら、平均給与は全産業平均より1月当たり約10万円も低い実態が長く放置されてきたことが、コロナ禍において現場の人手不足を深刻にしている。加えて、コロナ危機では、低賃金の非正規雇用で働く多くの女性が仕事を失い、ステイホームが強いられる下でDV被害が急増し、女性の自殺の増加率は男性の約5倍にも達している。

よって、人口の半分以上を占める女性の力が賃金格差で抑え込まれていることは、社会と日本経済の発展にとっても大きな損失であることから、国は本気で男女の賃金格差の是正に取り組むよう以下求める。

記

- 1 企業に男女別平均賃金の公表、格差是正計画の策定・公表を義務づけ、是正計画が実行されるように指導監督を行うこと。
- 2 国として、時給、職種、企業規模、地域ごとに、男女賃金格差の実態を把握・分析し、是正の行動計画を策定すること。
- 3 国が基準を定めている保育や介護の賃上げと労働条件の改善、雇用の正規化に取り組むこと。

市長から2022年度予算要望書への回答 を受け取りました

日本共産党川口市議団は、2022年度予算要望書を11月25日に市長に提出しました。予算要望書は決算審議、各地での議会報告会、市内民主団体との懇談会で出された意見、町会・自治会のみなさんからの声、駅頭や訪問での市民の声などを踏まえて作成したものです。その要望書への回答を、2月15日に奥ノ木信夫市長より受け取りました。そのうちのいくつかを紹介します。



○特別養護老人ホームの待機者の願いに応え、多床室の増設を行うこと

→本市では、利用料金が低額で市民の入所希望者の多い多床室の整備をするため、令和3年4月開設の特別養護老人ホーム180床のうち、114床を多床室として整備したところです。

よって、令和3年度における市内の特別養護老人ホームの総定員数は3241床あり、そのうち942床が多床室となったところでございます。

今後につきましても、待機者の状況やニーズなどを踏まえ、本市に適した整備を計画的に進めてまいります。

○消防分署・消防団車庫の耐震化を急ぐこと

→耐震基準を満たしていない2か所は令和3年度に1か所耐震工事が終了し、残りの1か所につきましては令和4年度末に建て替えられ、すべての消防庁舎の耐震化が終了いたします。

消防団車庫につきましては25か所のうち、6か所の車庫が新耐震基準導入以前に建築されたものであることから、計画的に建て替え等を進めてまいります。

○交通事故ゼロを推進するため歩車分離を進め、目的や効果を周知すること

→道路の歩車分離につきましては、歩行者や自転車等利用者の安全確保が図られる有効な手段でありますことから、引き続き、警察署や関係部局と連携を図り、進めてまいります。市ホームページ等により目的や効果などについて周知してまいります。

知っ得情報

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

家計急変世帯の申請受付が 3月上旬より受付開始予定です。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金については、1月30日号(No.1641)において既報しました。1月下旬から2月初旬にかけて通知が届き、確認書を返信した方も多いと思われます。(確認書を返信していない方は、至急ご返信ください。)尚、住民税非課税世帯で通知が届いていない方は、下記の問い合わせ先に電話にてご確認ください。

臨時特別給付金は新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯や家計急変世帯に1世帯当たり10万円の給付が行われる制度です。

家計急変世帯とは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少したことや、令和3年度住民税均等割が課されている世帯員全員の、それぞれの年収見込み額が住民税非課税相当となったことが該当基準となります。

※住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和3年1月以降の任意の1カ月収入×12倍)が住民税均等割非課税水準以下であることです。

家計急変世帯が給付金を受け取るには、申請が必要となります。(3月上旬より申請受付開始予定です。)申請書類は川口市ホームページよりダウンロードできます。ダウンロードが困難で郵送を希望される方は、下記のコールセンターにご連絡ください。

申請書には必要事項を記入して、収入額が確認できる添付書類等とともに市の窓口へ提出してください。

◆お問い合わせ先◆

川口市臨時特別給付金コールセンター 電話0570-057-228

受付時間 8:30~17:15

※土・日曜日、祝日も可です。(通話料金がかかります。)